（全国結果表の作成）

第十条　農林水産大臣は、第八条第一項及び第三項の規定により送付された都道府県別の集計結果、前条第二項の規定により作成した漁業種類別結果表並びに同条第三項の規定により送付された電磁的記録に基づき、全国結果表を作成する。

（調査票情報及び結果表の保存）

第十二条　農林水産大臣は、第九条第二項の規定により作成した漁業種類別結果表及び同条第三項の規定により送付された電磁的記録を調査年の翌年の一月一日から起算して五年を経過する日まで保存し、並びに第八条第一項及び第三項の規定により送付された調査票情報並びに第十条の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

（削る）

２・３　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の第九条第二項の規定により審査・集計農政局の長及び北海道農政事務所長が作成した漁業種類別結果表の保存については、なお従前の例による。

（全国結果表の作成）

第十条　農林水産大臣は、第八条第一項及び第三項の規定により送付された都道府県別の集計結果、前条第三項の規定により送付された漁業種類別結果表、同条第四項の規定により送付された電磁的記録並びに同条第二項の規定により自ら作成した漁業種類別結果表に基づき、全国結果表を作成する。

（調査票情報及び結果表の保存）

第十二条　農林水産大臣は、第九条第四項の規定により送付された電磁的記録を調査年の翌年の一月一日から起算して五年を経過する日まで、第八条第一項及び第三項の規定により送付された調査票情報並びに第十条の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

２　農林水産大臣、審査・集計農政局の長及び北海道農政事務所長は、第九条第二項の規定により作成した漁業種類別結果表を調査年の翌年の一月一日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

３・４　（略）